

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年3月22日(2007.3.22)

【公開番号】特開2001-222586(P2001-222586A)

【公開日】平成13年8月17日(2001.8.17)

【出願番号】特願2000-38105(P2000-38105)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 1 0 E

G 06 F 17/60 3 1 8 G

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月30日(2007.1.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】オンラインショッピング装置とそのシステムおよびその端末装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネットワークに接続され、当該ネットワークを介して任意の利用者に対して所望の商品を紹介し販売するオンラインショッピング装置であって、

利用者が商品を購入する際に基準として考慮する項目およびその考慮の程度を含む商品購入の基準の情報を、各利用者ごとに記録する購入基準記録手段と、

前記記録されている各利用者ごとの商品選定の基準に関わる情報に基づいて各利用者に紹介する販売対象の商品を絞り込む商品選別手段と、

少なくとも前記絞り込まれた商品を当該利用者に紹介する商品紹介手段とを有するオンラインショッピング装置。

【請求項2】

前記利用者の商品購入の基準の情報は、当該利用者の商品に対する趣味、嗜好、こだわりを含む情報である

請求項1に記載のオンラインショッピング装置。

【請求項3】

各利用者ごとに、購入した商品の履歴を記録する購入商品記録手段と、

前記記録されている購入した商品の履歴に基づいて、当該利用者の前記商品購入の基準の情報を検出する商品購入基準検出手段と

をさらに有し、

前記購入基準記録手段は、前記検出された商品購入の基準の情報により、当該利用者の情報を適宜更新する

請求項2に記載のオンラインショッピング装置。

【請求項4】

新たな利用者がオンラインショッピングサービスを受ける旨の申し込みを行なう際に、

当該利用者の前記商品購入の基準の情報を当該利用者から獲得する商品購入基準情報獲得手段

をさらに有し、

前記購入基準記録手段は、前記獲得した情報を、当該利用者の当該商品購入の基準の情報として記録する

請求項2に記載のオンラインショッピング装置。

【請求項5】

前記商品購入基準情報獲得手段は、前記利用者に、当該利用者の趣味、嗜好、こだわりを含む任意の特徴を質問するアンケートを行い、当該アンケートの回答に基づいて前記情報を獲得する

請求項4に記載のオンラインショッピング装置。

【請求項6】

前記利用者からの要求に応じて、複数の商品から購入して好ましい商品の選定を行ない通知する第1のアドバイス手段

をさらに有する請求項2に記載のオンラインショッピング装置。

【請求項7】

前記第1のアドバイス手段は、前記記録されている各利用者ごとの商品購入の基準の情報に基づいて前記選定を行なう

請求項6に記載のオンラインショッピング装置。

【請求項8】

複数の商品について、組み合わせて好適な各商品の特徴の情報が記録されたアドバイス記録手段

をさらに有し、

前記第1のアドバイス手段は、前記記録されている組み合わせて好適な各商品の特徴の情報を参照し、前記複数の商品より、他に購入する所定の商品の所定の特徴に組み合わせて好適な特徴を有する商品を、前記購入して好ましい商品として選定する

請求項6に記載のオンラインショッピング装置。

【請求項9】

前記利用者からの要求に応じて、当該利用者が購入する商品に係わり、購入するのが好ましい他の商品の紹介を行なう第2のアドバイス手段

をさらに有する請求項2に記載のオンラインショッピング装置。

【請求項10】

特定の目的を達成するために必要な販売対象の商品のグループを記録した商品関連性記録手段

をさらに有し、

前記第2のアドバイス手段は、前記記録されている商品のグループのいずれかの商品が購入される場合に、当該グループの他の商品を、前記購入するのが好ましい他の商品として紹介する

請求項9に記載のオンラインショッピング装置。

【請求項11】

任意の通信ネットワークと、

前記通信ネットワークの任意のノードに設けられ、利用者が商品を購入する際に基準として考慮する項目およびその考慮の程度を含む商品購入の基準の情報を各利用者ごとに記録しておき、前記記録されている各利用者ごとの商品選定の基準に関わる情報に基づいて各利用者に紹介する販売対象の商品を絞り込み、当該絞り込まれた商品を当該利用者に紹介し、任意の利用者に対して所望の商品を紹介し販売するサーバ装置と、

前記通信ネットワークの任意のノードに設けられ、前記サーバ装置に対して商品の紹介を要求し、前記サーバ装置より送信される利用者に応じて絞り込まれた商品に関わる情報を受信し、当該情報が出力された商品より所望の商品を選択して前記サーバ装置に購入の申し込みを行なう複数の端末装置と

を有するオンラインショッピングシステム。

【請求項 1 2】

利用者が商品を購入する際に基準として考慮する項目およびその考慮の程度を含む商品購入の基準の情報を各利用者ごとに記録しておき、前記記録されている各利用者ごとの商品選定の基準に關わる情報に基づいて各利用者に紹介する販売対象の商品を絞り込み、当該絞り込まれた商品を当該利用者に紹介する機能を有し、ネットワークを介して任意の利用者に対して所望の商品を紹介し販売するサーバ装置と、ネットワークを介して通信可能に接続された端末装置であって、

前記サーバ装置に対して、商品の紹介を要求する商品紹介要求手段と、

前記サーバ装置より送信される、利用者に応じて絞り込まれた商品に關わる情報を含む任意の情報を出力する情報出力手段と、

前記情報が出力された商品より選定された任意の商品の購入の要求を、前記サーバ装置に送信する購入要求手段と

を有するオンラインショッピング端末装置。

【請求項 1 3】

前記サーバ装置に対して、購入する商品の選定に係わる所定のアドバイスを要求するアドバイス要求手段

をさらに有する請求項 1 2 に記載のオンラインショッピング端末装置。

【請求項 1 4】

前記サーバ装置より送信される、各利用者の趣味、嗜好、こだわりを含む任意の特徴を質問するアンケートに回答し、前記サーバ装置に送信するアンケート送信手段

をさらに有する請求項 1 2 に記載のオンラインショッピング端末装置。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 1】

【発明の属する技術分野】

本発明は、ネットワークを介して所望の商品を販売するオンラインショッピングシステムに關し、特に、利用者の嗜好、こだわりなどに適応した商品を適切に案内することができるオンラインショッピング装置、オンラインショッピングシステムおよびオンラインショッピング端末装置に関する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

したがって本発明の目的は、利用者が、自分の嗜好、こだわりに合致した商品を容易に探し出し、さらには購入する商品を容易に決定することができるオンラインショッピング環境を提供するオンラインショッピング装置を提供することにある。

また本発明の他の目的は、利用者が、自分の嗜好、こだわりに合致した商品を容易に探し出し、さらには購入する商品を容易に決定することができるオンラインショッピングシステムを提供することにある。

また本発明の他の目的は、そのようなオンラインショッピングシステムに用いて好適なオンラインショッピング端末装置を提供することにある。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

【発明の効果】

このように本発明によれば、利用者が、自分の趣味、嗜好、こだわりに合致した商品を容易に探し出し、さらには購入する商品を容易に決定することができるオンラインショッピング環境を提供するオンラインショッピング装置を提供することができる。

また、利用者が、自分の趣味、嗜好、こだわりに合致した商品を容易に探し出し、さらには購入する商品を容易に決定することができるオンラインショッピングシステムを提供することができる。

さらに、そのようなオンラインショッピングシステムに用いて好適なオンラインショッピング端末装置を提供することができる。